料金後納

ゆうメール

さく法人

第118号

夏

JR 小海線

八ヶ岳東麓の野辺山高原から千曲川の上流に沿って佐久盆地（佐久平）までを走る高原鉄道。清里駅ー野辺山駅間には標高1,375mと全国JR線で最も標高が高い鉄道最高地点がある。また、野辺山駅は標高1,345mのJR線最高駅。JR東日本は、2017年から高い（ハイ）場所の線路（レール）という意味で名付けた観光列車「HIGH RAIL 1375」を運行している。　写真提供：中込カメラ　髙橋修悦 様

CONTENTS

- 会長挨拶／新役員紹介…… 2
- 令和５年度主要事業計画／県連総会…… 3
- 第11回通常総会 …… 4
- 令和６年度へ税制改正に関する提言…… 5
- 佐久税務署からのお知らせ…… 6
- あの町この町　会員紹介…… 7
- 借入金の調査～実践税務調査～…… 8
- 電子帳簿等保存制度
  生活習慣病健診のご案内…… 9

差出人/返還先（差出発行代行）5-72
佐川急便㈱
〒385-0021
長野県佐久市長土呂字聖原64-24
このお荷物はご依頼人様からお預りした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

一般社団法人 佐久法人会
長野県佐久市中込2976-4　佐久商工会議所会館２階
TEL 0267-63-2887　FAX 0267-63-2680
URL：http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/saku/
E-mail：sakuhojinkai@song.ocn.ne.jp

発行人　会　長　関　喜夫　編　集　広報委員会

会長就任にあたり

会　長
関　喜夫

この度、５月の通常総会におきまして会長に就任いたしました㈲せき薬局 関 喜夫でございます。会社は佐久穂町で薬局を経営しております。法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」であることを基本理念としております。

コロナ禍や大規模自然災害など、将来の見通しが難しい時代にあっては、「税」というものを一人ひとりが学び、考えていくことが特に大切であります。国の未来を切り開く税制の確立や、適性・公平な税務執行の実現に向け、より充実した活動を行ってまいります。

皆様方からもさらなるお知恵を拝借し、会員へのサポート事業や地域社会の貢献活動など、役員の皆様や税務当局のご指導を仰ぎながら進んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

新役員紹介

顧　問	佐々木正行	㈱佐々木工業
会　長	関　　喜夫	㈲せき薬局
副会長	佐藤　敏明	軽井沢ガス㈱
副会長	武重　有正	武重本家酒造㈱
副会長	塩川　浩次	カネマン田村屋㈲
副会長	伊藤　康弘	㈱大進
専務理事	土屋　喜雄	(一社)佐久法人会
理　事	堀川　正久	㈲一彫堂
理　事	東城　隆介	㈲東城印刷
理　事	古越　三幸	㈱くるまや
理　事	中河　純子	㈲東信ビル
理　事	原　　佳子	㈲ＡＡＡ
理　事	山木　徹也	㈲睦坪製作所
理　事	橋詰　一博	蓼北金属㈱
理　事	高橋　貞雄	㈱丸信製作所

理　事	堀籠　茂文	㈱安土倍組
理　事	北澤　幸人	㈱北沢塗装
理　事	雫田　恵子	㈱雫田建設工業
理　事	勝見　　隆	勝見事務機販売㈱
理　事	木下　　修	木下建工㈱
理　事	中澤　弘和	臼田活版㈱
理　事	小須田　登	㈱ケイテック
理　事	小山　英浩	(資)清水屋商店
理　事	井出　幸義	㈱トーシン
理　事	早川　駒男	早川運輸㈱
理　事	古原　和哉	㈱フレッシュ和伸
監　事	古越　道夫	㈱沢屋
監　事	室賀　　信	㈱インサート
監　事	井出　健一	㈱玉屋

女性部

部　長	雫田　恵子	㈱雫田建設工業
副部長	川村ひとみ	㈱カワムラ精器
副部長	小相沢なおみ	軽井沢ウエディング㈱
副部長	佐藤　好枝	㈲めがねタイム
副部長	原　　佳子	㈲ＡＡＡ

青年部

部　長	勝見　　隆	勝見事務機販売㈱
副部長	今井総一郎	㈱酢屋茂
副部長	篠原　義法	㈲浅間プランニングスタッフ
副部長	黒澤　隆一	佐久通運㈱
副部長	髙柳　喜一	㈲マルヨシ不動産

上記の他に、各委員会や女性部および青年部で約 100 名の役員が決まりました（会員数 2126 事業所　4/1 現在）

各種補助金の申請支援を
ご希望の事業者様は、
「しんきん」にご相談ください！
100th anniversary
おかげさまで創立100年
上田信用金庫

贈り物専門店
ハリカ佐久北店
佐久に生れて、３５年。
いままでも、そしてこれからも。
佐久市岩村田968-4 TEL：0267(68)5123
贈り物 佐久　検索

令和５年度　主要事業計画

本年度も税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正公平な申告納税制度の維持発展と、税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、会員企業と健全な発展と地域社会に貢献する事業計画を策定しました。

(1)　税知識の普及を目的とする事業
(2)　納税意識の高揚を目的とする事業
(3)　税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
(4)　地域企業の健全な発展に資する事業
(5)　地域社会への貢献を目的とする事業
(6)　会員の交流に資するための事業
(7)　会員の福利厚生等に資する事業

主要事業

１．税務経営支援事業
決算法人向け説明会（年７回）、新設法人向け説明会（年２回）の実施
消費税インボイス制度、電子帳簿保存法等の研修会の開催

２．税の啓発・提言事業
税制改正に関するアンケート調査
税制改正要望の作成と提言活動
会報誌さく法人の発行およびホームページ等による税情報等の発信
税を考える週間の広報活動
添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取り組み
租税教室の開催と税に関する絵はがきコンクールの実施

３．地域社会貢献事業
地域への貢献事業（臼田町支部、南牧支部）
地域イベントへの協力・実務セミナーの開催

４．会員支援事業
会員企業視察研修
青年部による長野県合同例会の開催
女性部による管内視察研修会の実施
生活習慣病予防検診の実施および PET/CT 検診の斡旋

５．厚生制度（法人会員福利厚生制度）の推進事業
経営者大型保障制度（生命保険）、ビジネスガード（損害保険）、がん・医療保険（第三分野）の案内と普及

第11回長野県法人会連合会通常総会

６月 13 日、松本市ホテルブエナビスタで長野県法人会連合会（以下、長野県連）の総会が開催されました。関東信越国税局の課税第二部 杉山部長をはじめ税務当局、長野県および関係団体、福利厚生制度受託３社から 17 名の御来賓をお迎えし、当会からは関会長、佐々木前会長をはじめ９名が出席しました。他の県内法人会の出席を併せて総勢 157 名の大規模な総会でした。会議では、令和４年度の事業報告、財務諸表の承認、令和５年度の事業計画、収支予算の件に続いて、任期満了に伴う役員改選が行われました。県連会長には神澤陸雄氏（キッセイ薬品工業：松本法人会）が重任となり、当会関会長をはじめ単位会会長が副会長に選任される人事となりました。

長野県法人会連合会 正副会長紹介

役　職	単位会	氏　名	事業所名
会　長	松本	神　澤　陸　雄	キッセイ薬品工業㈱
副会長	木曽	大　沢　謙　一	㈱名工土木
副会長	諏訪	今　井　　誠	諏訪信用金庫
副会長	上田	出　田　行　徳	㈱イデタ製作所
副会長	信濃中野	小　林　博　文	㈱コシナ
副会長	長野	松　下　正　樹	㈱八十二銀行
副会長	伊那	荒　木　康　雄	㈱ニシザワ
副会長	飯田	児　島　博　司	㈲ホテル三宜浪漫の館月下美人
副会長	佐久	関　　喜　夫	㈲せき薬局
副会長	大北	草　深　国　芳	㈱草深製作所
副会長	松本	滝　澤　文　雄	㈱滝澤工務店

（県内 24000 社）

米、水稲、人工培土製造販売
有限会社　平安産業
佐久市甲 2163-1
TEL 0267-58-2927　FAX 0267-58-3651

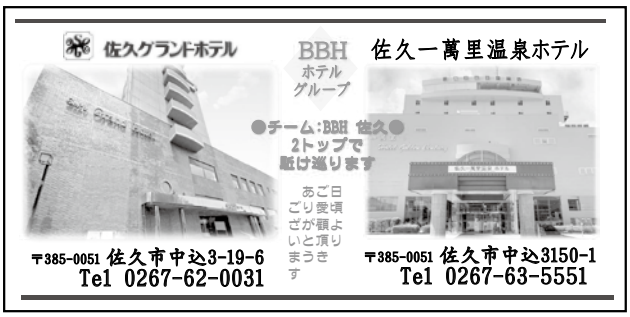

第１１回通常総会

第 11 回通常総会を佐久一萬里温泉ホテルにて、5 月 26 日に開催いたしました。総会前の記念講演会は「ひるおび！」、「ミヤネ屋」などのコメンテーターとしてお馴染みのフリーキャスターとして広くご活躍中の、伊藤聡子氏を講師に迎え、「コロナをチャンスに！～地域から輝く日本へ～」と題してのご講演をしていただきました。今年も通常総会では、昨年度事業報告や本年度事業計画、収支予算等の報告説明を行い、提出議案となる『令和４年度財務諸表』、『令和６年度税制改正提言（案）』および『任期満了に伴う役員改選』の三議案につきまして、原案どおりの可決承認となりました。今回はフルスペックでの形式で開催、多くの会員とご来賓の皆様にお越しいただきました。ご協力ありがとうございました。

議長：佐々木正行 前会長

関 喜夫 新会長

フリーキャスター伊藤聡子先生

退任役員へ税務署長から感謝状が贈呈されました

表彰者へ佐々木前会長より賞状と記念品を贈りました

表　彰　者

【役員退任表彰】

清水　典昭 様　㈱清水製作所（臼田町支部）
星野　四郎 様　㈱星野組（佐久市支部）
町田　鎌吉 様　㈲平安産業（浅科支部）

【佐久法人会長表彰】

原　　佳子 様　㈲ AAA（小諸支部）
市川　　豪 様　㈱協和（望月支部）

【佐久法人会長感謝状】

小山　裕児 様　㈲小山種苗（小諸支部）
鬼久保勝規 様　浅科商事㈲（浅科支部）

【永年勤続優良経理担当者表彰】

岩田佐恵子 様　咲電機㈱（臼田町支部）
上原　治子 様　㈱ヤナショウ（小海支部）
石川　　務 様　畑八開発㈱（佐久穂町支部）
寺島　広恵 様　㈲竹城工業（望月支部）
霜田　佳士 様　㈱アーデン　（小諸支部）
浅沼　　恵 様　信州味噌㈱（小諸支部）
渡辺　典子 様　㈱沢屋　（軽井沢支部）
金子　恭子 様　㈱黒澤組（小海支部）

〈勤続年数順〉

受賞者の皆様、
大変におめでとう
ございました。

令和６年度へ向けた　佐久法人会　税制改正に関する提言

【法人税関係】

・中小法人適用の軽減税率については、特例15％の本則化と年800万円以下に据え置かれている適用金額をさらに引上げること。
・企業の減災・防災対策やカーボンニュートラルへの投資に対する税制措置を中小企業に対し拡充させること。
・交際費の損金不算入制度は、冗費的支出の抑制を図ることが目的とされているが、社会通念上避けがたい慶弔にともなう支出については、交際費課税の対象から除外すべきである。
・役員給与に関する制度は、損金算入の取扱いが厳格に定められており、報酬額の改定等には制約がある。職務の対価という観点から損金へ算入できるように見直すべきである。また役員退職金の損金算入の取扱いについては年々不明瞭となってきているため、きちんと制度化明文化すべきである。

【消費税関係】

・消費税率10％への引き上げと同時に軽減税率制度が導入されたが、中小企業にとって事務負担が増加していることから、単一税率に戻すべきである。
・令和５年10月より開始予定の消費税インボイス制度における免税事業者からの仕入れにかかる経過措置（６年間）は、かえって事務負担が増え、煩雑となっているため見直すべきである。出来ることなら消費税適格請求書等保存方式そのものを廃止すべきである。
・消費税に関してはすべて外税表示に統一し、経済状況によって弾力的に税率変更をできるようにすべきである。
・レジや会計ソフトの導入の際に手厚い補助金を交付することにより、時宜に叶い柔軟に消費税率を変更できるようにすべきである

【印紙税関係】

・電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変更に伴い、課税根拠が希薄化しており、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

【個人所得税関係】

・生活資金需要の旺盛な若年世代が消費支出を拡大できるよう、親から子への資産承継をしやすくするため、贈与税の税率引き下げを行うべきである。
・住宅取得に関する減税措置は新築・リフォームともに登記を伴う物件が対象となっているため、それを伴わないリフォーム工事等は減税措置の対象とならないため検討をすべきである。
・新住宅ローン減税は、優良住宅などの諸条件により内容が年々複雑化しているため、使いやすいシンプルな制度設計に改良すべきである。
・マイナンバーカード（マイナンバー）の普及に伴い、源泉徴収制度（源泉所得税）は廃止すべきである。また住民税についても、特別徴収制度は事業者負担が大きいため、特別徴収は廃止し､マイナンバーによる徴収をすべきである。

【資産税関係】

・土地の固定資産税は地価下落傾向にも関わらず負担感が拭えない。また建物については築年数に併せ毎年見直しするなど正確な税額に反映される評価システムを導入すべきである。
・固定資産税の税額を低減する目的から、空き家となっている住宅の放置が問題になっている。これらは老朽化による倒壊、火災や盗難など、地域の生活安全についても周辺に危惧を与えている。土地の有効活用により地域経済の健全な発展を促し、公平な課税を実現する為、空き家になっている家屋については応分の固定資産税の課税を求める。

【その他】

・半導体などの核心素材やエネルギー資源が確保できない事態が想定される場合には、企業活動や国民生活に支障が生じないようトリガー条項凍結解除など柔軟・迅速に対応すること。
・製造業の海外展開による国内の研究開発や人材教育の競争力低下について、我が国の生産活動を維持するため、海外との価格差を補填できるような対策を講じること。
・長引くコロナ禍において、物価上昇による国民生活への影響に対する税制措置を急ぐこと。
・マイナンバーカードの普及率が75％を超えたことに伴い、今こそ本来の目的に沿った利用をすべきである。具体的には所得税の源泉徴収制度、住民税の特別徴収制度は、事業者の時間的、経済的負担が大きいことから廃止すべきである。
・電子帳簿保存法は、中小企業や小規模事業者にとって大変な負担であり、実現が困難であるため、起業を促したいのであれば、廃止すべき、若しくは起業後数年間は免除すべきである。
・事業承継税制の期間延長（特例承継計画の提出期限は令和６年３月末）と制度の簡略化と同族企業に対する株式評価基準の見直しを要望する。
・国民の生命と健康を維持すべく、増加する医療費削減に向け､健康診断や各種検診に対す助成制度を拡充させること。
・令和６年４月１日から開始される相続登記の義務化に伴う登録免許税の免税措置の延長を要望する（令和７年３月31日まで）
・昨今の人手不足を踏まえて、賃上げ促進税制については、より拡充と制度の延長を要望する。
・少子化対策の財源として、社会保険料を上げることはかえって現役世代（労働者）及び企業負担が増えるため、必要な予算であれば税で検討すべきである。

夢に描いた　素敵な暮らしがここからはじまる。
MITSUYA.Home Station　ミツヤホームステーション
0120-328-024　〒385-0022（岩村田駅前）佐久市岩村田1281-12
本社/立科町芦田　三矢工業株式会社
☆住まいでお困り事はホームページ資料請求より
お気軽にご相談ください。　三矢工業

佐久地域の企業の皆様の
お役にたつため尽力致します
勝見事務機販売株式会社
佐久市中込2813　kk@katumi.co.jp
TEL0267-62-7889　FAX62-8490

佐久税務署からのお知らせ

令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直します。

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「納付書」の送付対象者を見直し、次の方につきましては「納付書」の送付を行わないこととしております。

① e-Tax により申告書を提出している法人の方や、e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方

②ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付又はコンビニ納付（二次元コード）といった「納付書」を使用しない手段を利用された方

納付につきましては、キャッシュレス納付を是非ご利用いただきますようお願いします。

キャッシュレス納付についてはこちら

令和5年5月から「申告書等用紙」の送付を取りやめています。

令和５年４月以降、国税庁ホームページに掲載しているとおり、令和５年５月送付分（令和５年４月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」を送付しておりません。（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付しております。）

「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができる e-Tax をご利用いただきますようお願いします。

なお、書面の「申告書等用紙」を必要とされる法人の方は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いします。

《掲載先》「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

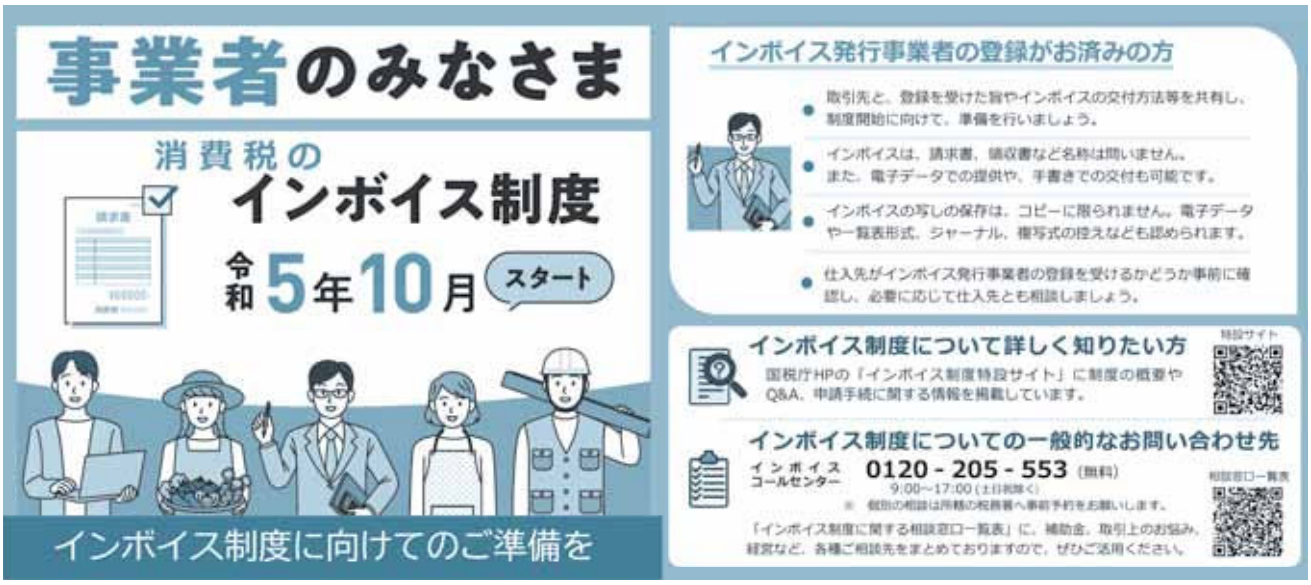

泣きながらでも、笑おうね。
後味スッキリ。サンガのコーヒーで、笑顔満タン。
自家焙煎珈琲豆販売
SANGA COFFEE
御代田町御代田1972-1 Tel.0267-32-6718 Fax.0267-32-6784

ATOBEGUMI
DESIGNER'S GARDEN
株式会社安土倍組
〒385-0051　佐久市中込 612 － 11
☎ 0267－85－2625　web http://atobe.co.jp

あの町この町 会員紹介

㈱黒澤組

当社は、昨年創業70周年を迎えた総合建設業の会社です。生コンクリートやアスファルト合材の製造・販売、また、産業廃棄物の中間処理をするプラントの運営も行っています。

現在はSDGsや健康経営、いきいきアドバンスカンパニーの分野にも力を入れており、社員の満足度を高めつつ、地域の皆様へ“感動をあたえる仕事”のキャッチフレーズのもと業務に取り組んでいます。

土木工事で地域の暮らしを守り、建築工事で地域の生活に関連する施設を整備し、総合建設業の企業として、これからもDX・ICTを積極的に取り入れながら、より一層地域に貢献する企業として邁進していきます。

◆代表取締役：黒　澤　和　彦
◆事業内容：総合建設業、生コンクリート・アスファルト合材の製造・販売、産業廃棄物の中間処理、一級建築士事務所、宅地建物取引業
◆住　所：南佐久郡小海町大字千代里3162
◆電　話：0267－92－2158　FAX：0267－92－4314
◆E-mail：info@kurosawagumi.co.jp
◆URL：http://kurosawagumi.co.jp/

㈲カクナン

地域の皆様に支えられながら設立より70年、「燃料」と「設備」を中心にお客様のライフラインを支える企業です。燃料部門ではLPガス、灯油、薪、炭を中心に販売しております。設備部門では、住宅設備工事を始め、水道本管、下水道工事等、幅広に施工を行っています。また、保険代理店として、自動車や火災等の保険代理店も営んでおります。

古くから行っている上記事業に加え、茲許は電気小売や太陽光パネル販売の代理店、インターネット広告事業等の新分野にも注力しております。これからも燃料小売、設備事業を主業としながらも、新しい分野への挑戦を続けていきたいと考えています。

◆代表取締役：井　出　好　夫
◆業務内容：燃料小売・上下水道工事・住宅等設備機器工事・損害保険代理店・電気関連販売代理店・インターネット広告事業
◆住　所：南佐久郡小海町小海4288－6
◆電　話：0267－92－2016　FAX：0267－92－2138
◆E-mail：kakunan_h.ide@outlook.jp

㈲ハートステージ

当社は昭和47年に設立、平成17年に社名変更して現在の社名となりました。主な事業は一般建築設計および工事から内装工事までの幅広いサービスを提供しております。近年は別荘管理のノウハウを活かし、「信州空き家の相談窓口」という事業を展開し、当社の空き家相談士が、空き家の管理を通じて悩みや問題を解決するお手伝いをしています。テレビCMでも絶賛放映中ですので、是非ご覧になってください。地域の発展とお客様の満足のため、これからも努力を続けます。

◆代表取締役：市　川　和　幸
◆事業内容：一般建築設計・工事、内装外構工事、別荘・住宅管理
◆住　所：佐久市北川463－1
◆電　話：0267－82－4411
◆ＦＡＸ：0267－82－6996
◆URL：http://heart-stage.com/

㈲佐久ハマネツ

臼田地区にある当社は昭和38年に創業し昭和57年に法人化しました。主に給排水・住宅設備機器の管工事・上水道工事をしており、地域に密着したサービスを提供しています。また、平成29年に事業承継し代表者交代以降は、一般土木工事にも力を入れています。経験豊富な社員が最新技術を駆使し、高品質な工事を提供します。お客様個々のご要望に合わせたプランニングから施工・メンテナンスまでトータルに対応し、地域の信頼に応えるため、誠実な姿勢で仕事に取り組んでいます。

◆代表取締役：村　松　　茂
◆事業内容：各種設備工事、一般土木工事
◆住　所：佐久市臼田1698番地
◆電　話：0267－82－2572　FAX：0267－82－7166
◆E-mail：sakuhama@blk.mmtr.or.jp

借入金の調査
～実践税務調査～

個人からの借入金については、導入原資、つまり借入先のどこから払い出されたものなのかの確認が行われ、代表者等からのものであれば、個人預金等の提示が求められるのは確実で調査の受忍義務の範囲内となります。

あるベテラン調査官は代表者からの借入金について検討をしましたが、代表者の預金口座から出ている形跡がありません。代表者を説得したのですが、協力が得られなかったことから、やむなく銀行調査に移行しました。

借入金の入金日を中心に、法人の預金の動きと代表者やその親族名義の預金の動きをトレースしたところ、親族名義の普通預金に多額の出金があることが判明しました。さっそく調査官はその名義人と面接し、出金の使途を尋ねたところ、「そのような預金は持っていないのでわからない」との回答でした。「ははあ、これは借名預金だな！」。ひと昔前までは借名預金が使われていたのですが、本人確認が厳しくなり今ではその手は使えません。

調査官は再度、銀行調査を実施し、借名預金とおぼしき普通預金の動きを復元してみました。すると、借名預金口座への振込金額が結構あるではありませんか。振込先に反面調査を行ったところ、調査法人の小口売上先であることが判明したので、代表者を厳しく追及しました。さすがの代表者も観念し、借名預金通帳とキャッシュカードを調査官に提示し、売上げを除外していたことを認めました。まさかここまで調査をされるとは思わなかったそうです。このように借入金は不正資金の導入に利用されることが多々あるのです。

売上除外等により簿外資金を確保しても、これを使わなければ意味がありません。今回は、会社の資金繰りが厳しくなってきたことから、簿外資金を表に出さざるを得なかったのですが、多くの場合は、いったん定期預金としてプールし、溜まりが増えてきたところで高級外車や高級マンションの購入といった個人的資産の購入の傾向が常態化しているようです。ちなみに高級外車については国税当局が常に購入者の把握をしていますので、個人の申告状況と常に照合しています。

最近では、純金の価格が高騰していることから、金のインゴットを大量に購入している場合もあるので、金取引業者への資料収集も国税当局では徹底しているやに聞いております。ちなみに、金の取引は本人確認が義務付けられているため、実名でしかできません。

【筆者紹介】牧野義博（まきの・よしひろ）
東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査１～３』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。ＨＰは「牧野義博税理士事務所」で検索。

お庭に関するご用命はお任せください
福島造園
伐採・剪定・植栽・芝張り・外構工事
佐久市桜井６３２－１１
☎090-2167-7416

「電子帳簿等保存制度」とは？

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。以下の３つの制度に区分されています。

①　電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。

②　スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③　電子取引データ保存
【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません（令和６年１月１日以後にやりとりする電子取引データについて適用）。

➢ さく法人 第112号・第117号（佐久税務署からのお知らせ）もご覧ください。

※記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

もっとくわしく知りたいときは？

令和５年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のＱ＆Ａなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページに随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

電子帳簿等保存制度特設サイト→

または　国税庁　電子帳簿保存法　で検索

生活習慣病健診のご案内

今年から受診コースを新設しプレミアドックコースを追加し、さらにはオプション検査も内容を見直しましたので、後日ご送付する「生活習慣病予防健診実施のご案内」をご確認いただきますようお願いいたします。なお、実施会場を「佐久市佐久平交流センター」に変更いたしましたのでご注意ください。

１．実施日程

◆10月24日（火）、10月25日（水）、
10月26日（木）、10月27日（金）
（健診時間はいずれも８：00～10：30）

２．実施会場

佐久市佐久平交流センター　２Ｆ第５会議室
佐久市佐久平駅南４-１　TEL 0267-67-7451

３．料金

Ａコース	17,000円	基本コース（通常受診）
Ｂコース	27,000円	ドックコース（通常受診）
Ｃコース	7,500円	基本コース（協会けんぽ扱い）
Ｄコース	16,000円	ドックコース（協会けんぽ扱い）
※Ｅコース	31,000円	プレミアドックコース（通常受診）
※Ｆコース	18,113円	プレミアドックコース（協会けんぽ扱い）

※Ｅ・Ｆコースを新たに新設しました。「Ｃ・Ｄ・Ｆコース」は協会けんぽが費用の一部を補助します。

４．オプション検査

①肝炎ウィルス検査	4,000円
②アミノインデックス検査	23,000円
③ロックスインデックス検査	12,500円
※④頸動脈超音波検査	6,600円
※⑤腸内フローラ検査	16,500円
※⑥ View アレルギー 39検査	13,000円
※⑦甲状腺検査	4,400円
⑧前立腺腫瘍マーカー検査	1,700円
⑨乳房超音波検査	1,700円
※⑩下腹部超音波検査（子宮、卵巣）	3,000円
※⑪卵巣がんマーカー検査	2,000円
※⑫乳がんマーカー検査	1,500円
※⑬子宮がんマーカー検査	1,600円

※追加したオプション検査になります。

様々なニーズに対応する情報創造集団

臼田活版株式会社

〒384-0301　長野県佐久市臼田２０１６
TEL 0267-82-2109　FAX 0267-82-2630
URL http://www.usudakappan.com/

40th 法人会のがん保険制度

法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円(※1)。
これからも会員企業とそのご家族の皆様に安心をお届けしてまいります。

(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか?

現在、個別扱にて、アフラックの保険(※2)にご契約の方は、

保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます!

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険(※3)を
この機会に集団扱にすると(※4)・・・

保障はそのまま

個別扱
月払
4,780円

集団扱へ変更すると・・・

集団扱
月払
4,480円
月々300円割安!
年間では3,600円もお得!

集団扱への変更は早い方がお得!

2022年12月現在

1. **簡単な手続きで変更ができます。**
2. **担当代理店の変更はありません。**
3. **保障内容の変更はありません。**

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
(※3)<すでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口)　保険料払込期間:終身　契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
(※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505